

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 所管事務の調査（報告）

(1) 第5期川崎市・各区地域福祉計画の策定について

資料1	第5期川崎市・各区地域福祉計画の概要
資料2	第5期川崎市地域福祉計画 抜粋
資料3	「第5期川崎市・各区地域福祉計画（案）」に対するパブリックコメント手続きの実施結果について
参考資料	第5期川崎市地域福祉計画に係る施策の所管部署一覧

別冊	第5期川崎市地域福祉計画
別冊	第5期川崎市地域福祉計画 概要版
別冊	第5期川崎区地域福祉計画
別冊	第5期川崎区地域福祉計画 概要版
別冊	第5期幸区地域福祉計画
別冊	第5期幸区地域福祉計画 概要版
別冊	第5期中原区地域福祉計画
別冊	第5期中原区地域福祉計画 概要版
別冊	第5期高津区地域福祉計画
別冊	第5期高津区地域福祉計画 概要版
別冊	第5期宮前区地域福祉計画
別冊	第5期宮前区地域福祉計画 概要版
別冊	第5期多摩区地域福祉計画
別冊	第5期多摩区地域福祉計画 概要版
別冊	第5期麻生区地域福祉計画
別冊	第5期麻生区地域福祉計画 概要版

平成30年4月19日

健康福祉局

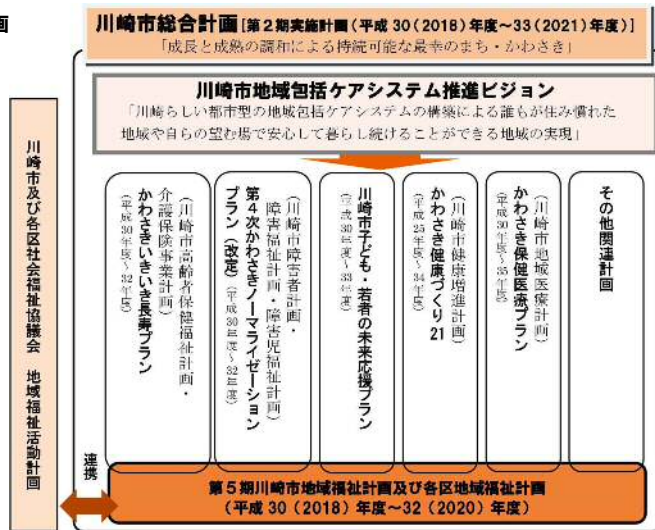
1 計画の趣旨・期間(第1章)

- 「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に基づき、以下の事項を定める計画である。
 - ①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関する共通の事項
 - ②地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
 - ③地域における福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - ④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 平成30(2018)年3月、平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの3年間の第5期計画を策定。計画は、市計画と区計画を策定した。
- 「地域包括ケアシステム推進ビジョン」との関係では、推進ビジョンを上位概念とし、地域課題の解決を図るために、住民の視点から地域福祉を推進していくための行政計画の1つとして、地域福祉計画を策定。
- また、(社福)川崎市社会福祉協議会においても、市民の活動・行動のあり方を定める計画として、平成30(2018)年3月「地域福祉活動推進計画」を策定し、連携の強化を図る。

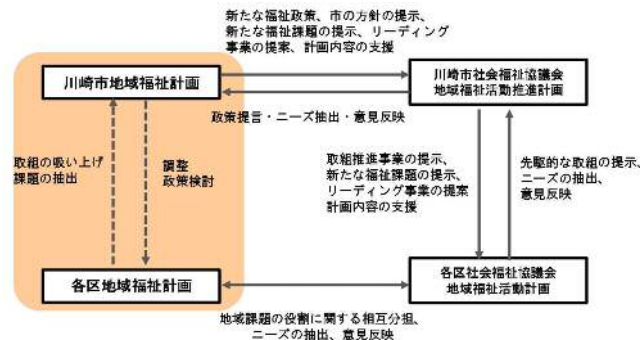
2 地域福祉に関する意識と実態(第4回地域福祉実態調査より)(第2章)

- ①いざという時のために交流が必要と考える人は半分以上。日ごろからの交流は面倒という方が3割程度で増加傾向にある。「地域における活動への参加を促す取組」が必要。
- ②地域活動やボランティア活動への参加について、きっかけがつかめない、身近に仲間がいない、人と接するのが苦手などの回答も多く、働きかけ方や活動の仕方、改善される可能性のある事項もある。
- ③地域課題の解決策として、心配ごとを解決するために必要なこととしては、利用するサービスの利用手続きが簡便で、サービス種別も豊富で、低額なこと、情報が取りやすく、相談できる先があることなどが挙げられている。大きくは、「住民本位の福祉サービス提供に向けた取組」をさらに進めていくことが重要。
- ④行政が取り組むべきことは、「サービスが利用できない、結びつかない人への対応の充実」が望まれ、隙間ない、包括的な相談支援のネットワークづくりが必要。
- ⑤災害対策や孤立死など、地域福祉の推進を基本としながらも、個別のテーマに特化した対策を進めることが求められている。

【第5期川崎市地域福祉計画の位置付け】



【地域福祉計画と地域福祉活動計画との関連性】



3 本市における地域福祉を取り巻く動向(第2章)

(1) 地域共生社会の実現に向けた動向

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて、『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会とされている。

具体的には、地域課題の解決力の強化なども改革の骨格として掲げられており、住民相互の支え合い機能を強化し、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制の整備などを推進する方向性である。

【国に先駆けた本市の対応】

- 平成28年4月に、地域みまもり支援センターを設置。行政内部の専門職種のアウトリーチ機能を充実し、連携を強化するとともに、専門相談支援機関等との円滑な連携を推進。
- 顔の見える関係づくりを主体的に進めるための協議の場として、「川崎市地域包括ケアシステム連絡協議会」を設置し、主体的な連携の仕組みづくりを推進。

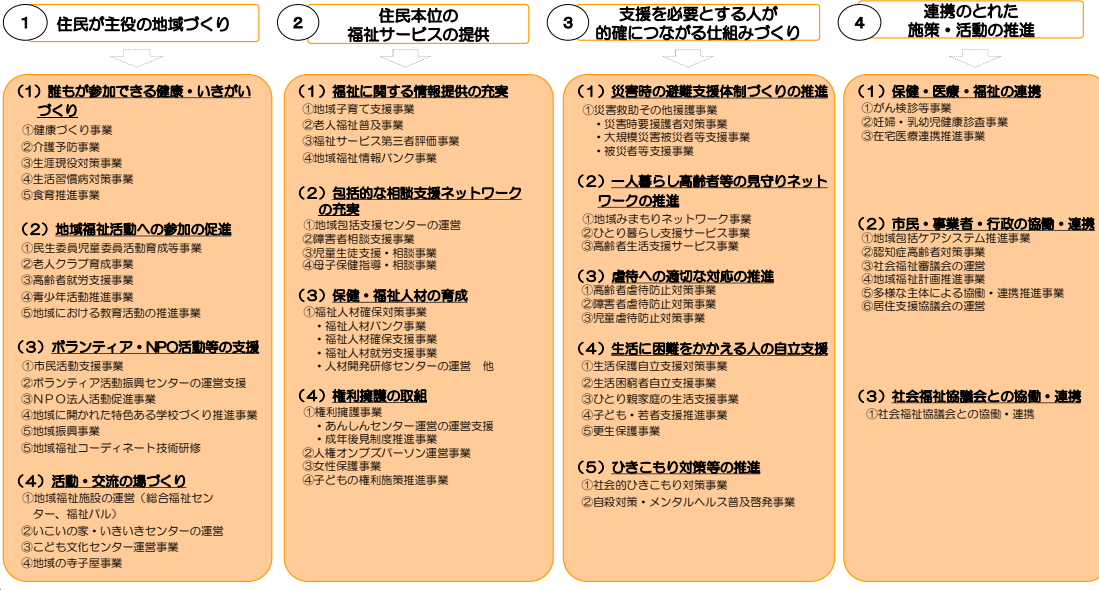
(2) かわさきパラムーブメントの取組

2020年に東京でオリンピック・パラリンピックが開催されることから、この大会を一過性のイベントとして捉えるのではなく、未来につながるマイルストーン(里程標)として捉え、2020年に向けて、本市が進む方向性や、まちの未来像を「かわさきパラムーブメント推進ビジョン」として策定。

具体的には、「ひとづくり」「スポーツ振興、健康づくり」「まちづくり」「都市の魅力向上」「先進的な課題解決モデルの発信」を5つの方向性として取組を推進しており、必要に応じて、連携を図っていく。

基本理念 市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり
～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステム構築をめざして～

施策の展開に向けた4つの基本目標



【主な取組】

- (1) 今日的な課題への対応（基本目標③支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり）
- ①災害時の避難支援体制づくりの推進
要援護者避難支援制度、二次避難所の整備など、円滑な取組の推進
 - ②一人暮らし高齢者等の見守りネットワークの推進
協力民間事業者の拡充など、多様な主体による見守りの取組の推進
 - ③虐待への適切な対応の推進
虐待防止に向けた啓発、専門職等による適切な対応の実施
 - ④生活に困難をかかえる人の自立支援
生活保護家庭の学習支援、だいJOBセンターでの相談・支援、ひとり親家庭への支援等を着実に推進
 - ⑤ひきこもり対策等の推進
ひきこもり対策や、ゲートキーパーの養成など自殺対策等の着実な推進
- (2) 区との連携を強化して推進する取組（基本目標④連携のとれた施策・活動の推進）
- ①保健・医療・福祉の連携
在宅療養推進協議会の開催など、医療と介護の連携に向けた取組の推進
 - ②市民・事業者・行政の協働・連携
地区カルテを活用した行政による地域のマネジメントの取組の推進
- (3) 国の動向等に対応した取組
- ①包括的な相談支援ネットワークの充実（基本目標②住民本位の福祉サービスの提供）
 - ②コミュニティ施策との連携

4 第4期計画での取組状況(第3章)

主な取組の成果	次期計画へと引き継がれる課題
<p>【重点1】支援が必要な方への対策の充実 すべての人が、地域において社会的に孤立しないように、要支援者を発見する機能の充実や支援体制を整備し、支援が必要な方への対策を充実する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人暮らし高齢者をはじめとした要援護者の見守りが、民生委員や事業者等の協力により、拡がりをみせている。 ・災害時の支援の仕組みづくりに向けて、要援護者の登録制度の普及や、二次避難所の円滑な運営に向けた準備が着実に進みつつある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で日常的に見守り、支援につなげられる連動した仕組みづくりの一層の検討が必要である。 ・災害時の支援に向けて、多様な主体による連携の取れた仕組みづくりを一層進めることが必要である。
<p>【重点2】利用者に合わせた相談支援体制の充実 市民が身近なところで、保健・医療・福祉に関する相談が受けられるように、利用者の実情に合わせた相談支援体制づくりを進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステム推進ビジョンのもと、高齢・障害・児童の様々な相談機関において、サービスの質の向上が図られ、相互の連携も進みつつある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢・障害・児童に関する相談対応について、隙間なく、包括的に相談対応が図られるよう、連携を一層進めていくことが必要である。
<p>【重点3】地域福祉活動への住民参加の促進 地域における課題を地域で解決するため、地域福祉を推進する担い手を育成するとともに、各団体間の交流の機会を設けるなど、地域での支え合いやネットワークづくりを支援し、地域福祉活動への参加の仕組みづくりを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の活動に関心を持ってもらうため、各種講座や好事例等に関する情報提供を進め、地域における活動に関心を持つ人の裾野が広がっている。 ・健康づくりや介護予防に向けて、運動の普及や食生活を改善するためのボランティア等を各区の状況に応じて養成し、健康づくりに向けた環境整備が少しずつ、進んできている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地縁組織の主体的な取組に加え、地域と社会福祉施設・企業・NPO等との協働により、市民意識の醸成を図りながら、参加の裾野を広げ、新たな担い手を増やしていくことが必要である。 ・市民一人ひとりが健康づくりや介護予防に積極的に取り組み、社会参加等を通じて、つながりや健康を維持していけるよう、地域ぐるみでの働きかけが必要である。

5 計画の体系と具体的な取組(第4章)

基本理念

市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり
～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステム構築をめざして～

基本目標

- (1) 住民が主役の地域づくり
(自助・互助の取組に通じる地域福祉活動への参加促進、活動支援等)
- (2) 住民本位の福祉サービスの提供
(包括的な相談支援、保健・福祉人材の育成、権利擁護の取組等)
- (3) 支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり
(災害時の支援体制づくり、地域見守りネットワークなど、今日的な課題への対応)
- (4) 連携のとれた施策・活動の推進
(保健・医療・福祉の連携、市民・事業者・行政の連携・協働等)

6 計画の体系と具体的な取組(区計画)

	基本理念	基本目標	基本方針
1 川崎区	つながりを育て 安心して暮らせるまち かわさき区	1 つながりを育てる地域づくり	(1)誰もが参加できる健康・いきがづくり (2)地域活動への支援・参加の促進 (3)地域活動・交流の場づくり
		2 安心して暮らせる地域づくり	(1)情報提供の充実 (2)相談・支援の充実 (3)保健・福祉人材の育成
		3 見守り・支え合いのネットワークづくり	(1)支援につながる仕組みづくり (2)区民・団体・行政等の連携による支援体制づくり
2 幸区	地域でつながり、支え合う、誰もが安心していきいきと暮らせる幸区 ～幸区地域包括ケアシステムの構築を目指して～	1 地域でつながり、支え合うまちづくり	(1)誰もが参加できる健康・いきがづくり (2)地域活動の推進と参加促進 (3)地域の見守り、支え合いの推進 (4)地域交流の場づくり (5)地域人材の育成
		2 総合的な相談・支援体制づくり	(6)ニーズに応じた相談・支援体制の充実 (7)情報提供の充実
		3 多様な主体によるネットワークづくり	(8)医療と保健福祉の連携 (9)区民、関係機関・団体等と行政の連携・協働 (10)地域包括ケアシステム構築に向けた地域マネジメントの実現
3 中原区	福祉のこころ、人と人との橋わたして 支え合える地域づくり	1 区民が主役の地域づくり	(1)誰もが参加できる健康・いきがづくり (2)ボランティア・NPO活動支援 (3)活動・交流の場づくり (4)人材の育成 (5)地域の見守り・支え合いの推進 (6)地域課題の解決に向けた支援の充実
		2 必要な支援やサービスが的確に届けられる仕組みづくり	(1)情報提供の充実 (2)包括的な相談・支援機能の充実
		3 多様な主体が連携した施策・活動の推進	(1)保健・医療・福祉の連携 (2)市民・事業者・行政の連携・協働 (3)社会福祉協議会との連携・協働
4 高津区	区民がともに支え合い 安心して暮らせるまち高津の実現 ～高津区らしい地域包括ケアシステムの構築をめざして～	1 区民が主役の福祉の地域づくり	(1)健康づくり・いきがづくりの推進 (2)活動・交流の場づくりや機会づくり (3)地域活動への参加の促進 (4)地域福祉活動の活性化
		2 区民ニーズをふまえた福祉サービスの提供	(1)情報提供の充実 (2)相談支援体制の充実 (3)地域福祉の担い手の養成 (4)生活困窮者への支援の推進
		3 支援を必要とする人が適切な支援につながる仕組みづくり	(1)地域の見守り、支え合いの推進 (2)安心して暮らすための支援 (3)虐待への適切な対応の推進 (4)災害時の支援体制の充実
		4 多様な主体の連携・協働による施策・活動の推進	(1)保健・医療・福祉の連携 (2)区民・事業者・行政の連携・協働 (3)社会福祉協議会との連携・協働
5 宮前区	みんなでつくり 地域の輪～共につながり 支え合い 安心して暮らせる地域づくり～	1 区民が主役の地域づくり	(1)誰もが参加できる健康・いきがづくりの支援 (2)地域福祉活動への参加の促進 (3)地域で活動するボランティアや各種団体への支援 (4)活動・交流の場づくり (5)地域課題の解決に向けた支援の充実
		2 区民本位の福祉サービスの提供	(1)情報提供の充実 (2)相談支援体制の充実 (3)保健・福祉人材の育成
		3 必要な人が支援へつながる仕組みづくり	(1)支援が必要な人への見守り、支え合いの推進 (2)虐待への適切な対応の推進
		4 地域づくりのための連携・協働の推進	(1)保健・福祉などの連携・協働の推進 (2)区民、事業者と行政の連携・協働の推進
6 多摩区	多様な主体と多世代がつながる 支え合いのまち多摩区	1 多様な主体が参加する地域づくり	(1)誰もが参加できる健康・いきがづくり (2)保健・福祉人材の育成 (3)情報提供の充実
		2 多世代交流でつながる地域づくり	(1)ボランティア・NPOの活動支援 (2)地域活動・交流の場づくり
		3 見守り・支え合いのネットワークづくり	(1)区民・団体・行政との連携 (2)支援につながる仕組みづくり (3)相談・支援体制の充実
7 麻生区	心が響きあう福祉のまち麻生～麻生区らしい地域包括ケアシステム構築をめざして～	1 区民が主役の地域づくり	(1)区民が主役の地域活動を応援します (2)地域福祉活動の担い手の育成を推進します
		2 区民本位の福祉サービスの提供	(1)区民が利用しやすい相談支援体制の充実を図ります (2)地域のさまざまなニーズに応じたサービスを提供します
		3 「ひと・もの・場」をつなぐ 自助・互助の仕組みづくり	(1)地域ぐるみで地域福祉課題の解決に取り組みます (2)地域の支え合いのネットワークづくりを支援します

各区地域福祉計画の重点的な取組と市と連携した取組

	ネットワークづくり	各区の重点的な取組	市と連携した取組	
			地域マネジメント	保健・医療・福祉との連携
1 川崎区	川崎区地域包括ケアシステムネットワーク会議(地域の課題等について、様々な関係機関と情報の共有及び検討するためのネットワーク会議を開催。(協働団体等;町内会・自治会、民児協、区社協、その他))	・地域の縁側活動推進事業 ・地域包括ケアシステムの普及啓発 ・地域の保健福祉情報発信事業 ・川崎区子ども支援機関通訳・翻訳支援事業 ・川崎区地域包括ケアシステムネットワーク会議	地区カルテ等を活用したワークショップの実施による課題の共有及び検討	川崎区在宅療養推進協議会と連携し、安心して在宅で医療・介護・福祉等を一体となったケアが受けられることができるよう、在宅療養について多職種連携や普及啓発を推進
3 中原区	中原区地域包括ケアシステムネットワーク会議(中原区における地域住民、企業、関係団体と行政等、約100団体で構成する会議を開催し、システム構築に係る取組及び連携を推進)	・地域で活躍できる、福祉の担い手づくり ・支援を必要とするすべての人が適切な支援を受けられる取組の充実	地域の資源・機能や課題等の情報をもとに作成した「地区カルテ」を更新・活用しながら、地域住民が地域社会の望ましかたを構想し実現をめざすために、課題解決に向けた協働的な取組を推進	中原区在宅療養推進協議会と連携し、重い病気や介護が必要になったときの過ごし方について、より多くの区民が在宅療養を選択肢の1つとしてとらえていただくため、区民向けシンポジウムを実施するなど、在宅療養の普及啓発を推進
4 高津区	システム構築のため、その中核のネットワーク組織である高津区地域福祉計画推進会議を開催し、システムの構築に向けた情報共有や検討・協議を推進	・健康づくり・いきがづくりの推進 ・活動・交流の場づくりや機会づくり ・社会福祉協議会との協働・連携	地域の実態把握・課題分析を通じて、地域における共通の目標を設定し、関係者間で共有するとともに、その達成に向けて取り組めるよう、地域でのつながり・支え合いの活動の支援、社会福祉協議会と連携した地域課題の把握とその解決の取り組みの支援、地区カルテの作成を実施	・医療と介護の専門職がお互いの業務を理解し、顔の見える関係を築くことでよりよいサービスが提供できるよう、高津区在宅療養推進協議会と連携 ・在宅医療の普及啓発のため、医療・介護の専門職と連携したシンポジウム、及び川崎市在宅医療サポートセンターと連携した地域に合わせた出前講座の開催。
5 宮前区	宮前区地域包括ケアシステムネットワーク会議を開催し、宮前区における多様な主体と連携したシステム等を推進	・地域のつながりワークショップの開催 ・区民シンポジウムの開催 ・地域マネジメントの推進 ・広報の充実	関係部署と連携し、小地域単位の地域情報をまとめた地区カルテや、大学と連携して実施したアンケート調査の結果を分析することなどにより、地域の課題を明確化し、区民が主体的に課題解決に当たることができる環境を整備	安心して在宅で医療・看護・介護・福祉等一体となったケアが受けられるよう、多職種での連携支援に努めるとともに、在宅医療・療養に関する様々な情報を区民に発信
6 多摩区	地域包括ケアシステム推進のため、各種団体の代表者に方向性や取り組みに関して検討したり、団体間の情報交換の場として、多摩区支え合いのまちづくり推進会議を開催	・健康・いきがづくりの推進 ・ボランティア・NPOの活動支援 ・地域活動・交流の場づくり ・相談・支援体制の充実 ・支援につながる仕組みづくり	自助・互助の意識の醸成、身近な課題への住民主体の取組を広めていくため、広報・啓発人材育成、課題解決のプロセスの共有作業など様々な取組を行い「多世代で支え合う」地域づくりを推進	医療と介護の専門家からなるチームたまの役員会への参加や、講演会の際の支援を実施
7 麻生区	地域づくりを推進するため、多様な主体と連携し、麻生区地域包括ケアシステム推進会議を開催し、自助・互助の仕組みづくりを推進	・地域福祉活動を担う人材の育成の推進、活動の推進 ・専門分野の相談支援体制の充実 ・保健福祉課題の共有化と地域ぐるみの対応 ・要支援者等へのサポートの充実	地域の情報をまとめた「地区カルテ」を随時更新し、地域づくりに関する情報の共有を図る	在宅医療に関する講演会等を開催し普及啓発を行うとともに、在宅療養推進協議会と連携することで在宅療養環境を整備

なお、第4期計画については、平成26（2014）年度から平成28（2016）年度までの3年間の計画でしたが、本市においては、平成27（2015）年3月に、地域包括ケアシステム構築に向けた関連行政計画の上位概念として、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を策定し、その推進を図るため、1年間計画期間を延伸し、平成29（2017）年度までの計画として期間を変更しました。

2 計画の位置付けと関連計画との関係性

（1）地域包括ケアシステム推進ビジョンと地域福祉計画の関係性

高齢化率が21%を大きく上回る今後のわが国の超高齢社会においては、全国的に平成37（2025）年までに、75歳以上の後期高齢者が急増することが見込まれ、本市においても、同様の傾向であるとともに、平成57（2045）年以降も、都市化する過程で移住してきた人々が高齢化していくことなどにより、さらに後期高齢者の増加が見込まれています。今後、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯、認知症高齢者の増加や、それにより、疾病による入院リスクの高まりによる入院需要の増大が想定されます。

一方で、約6割の人が最期まで自宅で暮らし続けたいと願っているのに対し、実際に、自宅で亡くなる人は、全国と比較して若干高い水準ですが、約2割弱という状況です。

市民の希望に寄り添い、社会保障制度の持続可能性を高めるためには、高齢者等が自宅をはじめとした在宅で暮らし続けられるように、医療を在宅に届けられる仕組みづくりが重要と考えられます。

しかしながら、医療だけでは在宅で暮らし続けることはできず、「住まい」「生活支援」「医療」「介護」「予防」の5つの要素が包括的に、切れ目なく提供できるような環境整備が必要と考えられています。

国においては、こうした状況の中で、平成23（2011）年度の介護保険法改正により「地域包括ケアシステム」という考え方が打ち出され、中学校区程度を念頭に、概ね30分以内に駆けつけられる日常生活圏域において、生活に必要な様々な要素が利用者のニーズに応じて適切に組み合わせられ、入院、退院、在宅復帰を通じて、切れ目なく一体的にサービス提供がなされる「地域包括ケアシステム」の必要性が高まっています。

本市においては、昨今、家族・地域社会の変容などによるニーズの多様化・複雑化が進み、地域における生活課題の多様性が高まっていることから、高齢者に限らず、障害者や子ども、子育て中の親などに加え、現時点で他者からのケアを必要としない方々を含め、すべての地域住民を対象として、平成27（2015）年3月に関連個別計画の上位概念として、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」を策定しました。

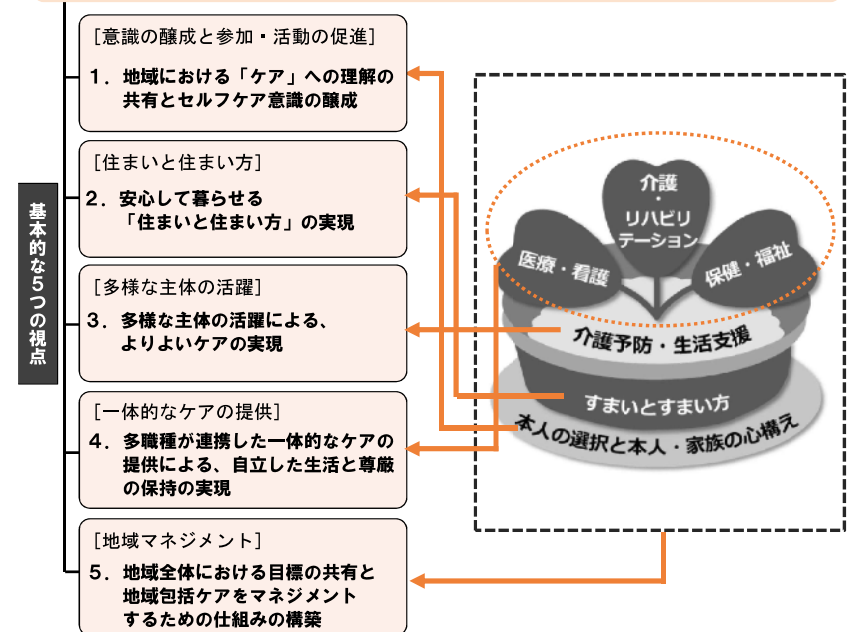
【「地域包括ケアシステム推進ビジョン」における取組の視点】

～一生住み続けたい最幸のまち・川崎をめざして～

基本理念

川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築による

誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現

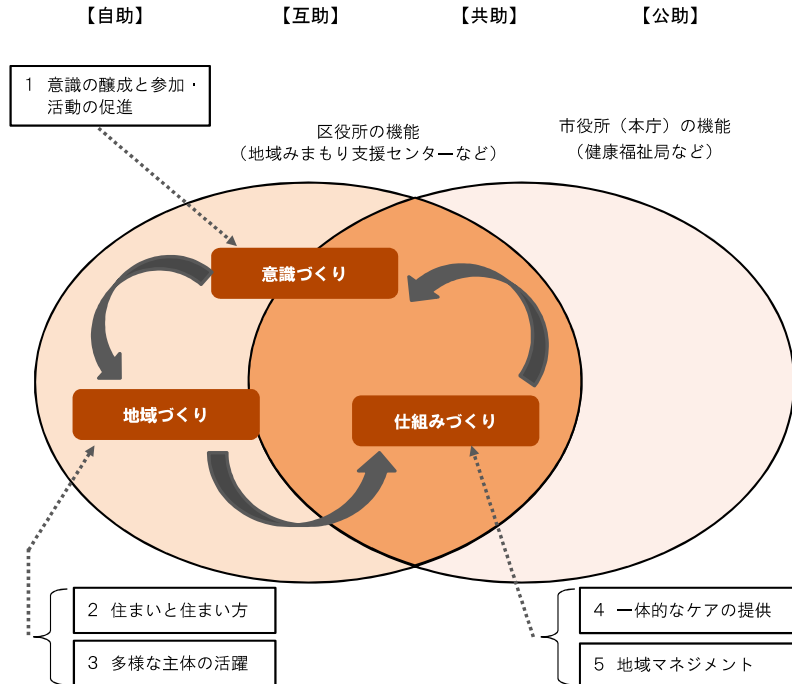


出典：三菱UFJリサーチ&コンサルティング「＜地域包括ケア研究会＞地域包括ケアシステムと地域マネジメント」（地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業）、平成27年度厚生労働省老人保健健康増進等事業、2016年をもちに作成

さらに、本市においては、行政機関として、住民に身近な区役所と市役所（本庁）が全体的な調整を図り調和のとれた施策を展開していることから、地域福祉の推進を含めた地域包括ケアシステムの構築に向けて、それぞれの適切な役割分担により、一体的に取組を推進します。

その際に、基本的な視点として、①地域福祉に関する市民啓発を図るための「意識づくり」、②地域における人材養成や居場所づくりをはじめとした取組を推進する「地域づくり」、③「意識づくり」や「地域づくり」を専門多職種と共に、地域においてシステム化していくための「仕組みづくり」を3つの視点として、「自助」「互助」「共助」「公助」の組み合わせによるシステム構築をめざします。

【今後の地域包括ケアシステム推進ビジョンの推進イメージ】



(3) ボランティア・NPO活動等の支援

少子高齢化が進展する中で、地域で課題を解決していくという地域力、あるいはお互いに支え合い共生していけるような地域の福祉力が、核家族化などによる家庭の機能の変容により低下傾向にあります。

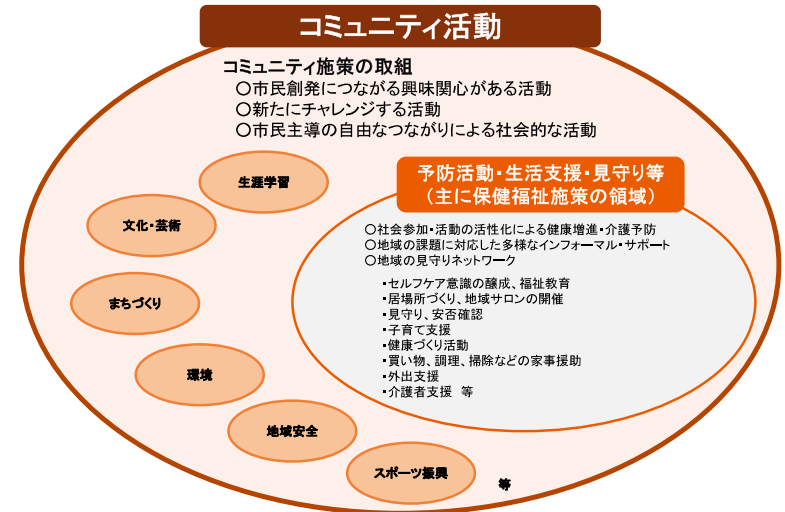
こうした中で、ボランティア、NPO、町内会・自治会その他の住民団体などの多様な主体が、力強く互助を担う仕組みや、住民と行政が相互に連携し、共に担い手となって地域の潜在力を十分に発揮し、地域力を創造する仕組みをつくっていくことが求められています。

そのため、こうした活動が活発に行われるように、川崎市社会福祉協議会の「ボランティア活動振興センター」や、「かわさき市民活動センター」などの中間支援組織における支援を進めるとともに、地域のボランティア活動等に参画する動機付けとなる取組を推進します。

さらに、コミュニティ施策分野などとも連携を図りながら、ボランティア・NPO活動や町内会・自治会の支援に向けた取組を推進します。

【コミュニティ活動の活性化に向けたイメージ】

「参加」と「現場主義」による人口150万都市にふさわしい成熟した市民共創



(2) 市民・事業者・行政の協働・連携

今後の超高齢社会においては、ケアを必要とする人は増加していくことが見込まれます。こうした中で、個人々の尊厳を保持し、本人が希望する生活を実現していくためには、ケアを必要とする人への多様な対応が求められています。

限られた資源のもとで、多様性を重視した対応を効率的・効果的に図っていくためには、行政だけではなく、住民、町内会・自治会などの地縁組織、地域・ボランティア団体、事業者など、市内の多様な主体による適切な役割分担が求められてきます。

そのため、自助、互助、共助、公助の役割分担による各々の特徴を活かし、柔軟な組み合わせによる「支え合い」の仕組みづくりをめざしています。

本市においては、これまで培ってきた多くの「ボランティア団体」の活動や、都市部の特徴ともいえる多くの「民間資源」の息長い活躍を推進していくことをめざしており、地域の目標を地域全体で共有していくため、地域のマネジメント機能を強化し、更なる市民・事業者・行政の協働・連携を進めます。

① 地域みまもり支援センターの設置

本市においては、地域包括ケアシステムの構築に向けて「地域みまもり支援センター」を設置し、地域力の向上を図るため、地域課題の把握を進めているところです。

また、地域課題の解決に向けて、行政内部においても、保健福祉部門だけでなく、地域振興部門、住宅部門、生涯教育部門などと連携した取組が求められていることから、医療・保健・福祉（介護）に関する専門職種、住民等との課題や地域の将来像の共有を図り、お互いに資源を持ち寄り、課題の優先順位を考慮しながら、地域のマネジメント機能を強化していくことをめざしています。

こうした取組を着実に推進するため、「地域みまもり支援センター」の組織体制についても、PDCAサイクルの中で着実なマネジメント機能の充実を図ります。

② 各区における「地区カルテ」の作成

地域みまもり支援センターにおいては、「自助」とともに、「互助」の仕組みづくりにつなげていく取組を進めることが必要という認識のもと、住民と、(ア) 小地域ごとに基本的な統計データや地域資源情報を共有し、(イ) 地域課題について話し合い、(ウ) 合意形成を図っていくことが必要と考えます。

そのため、まずは、住まい・生活支援・医療・介護・予防などの地域課題における必要な情報を行政内部で継続して共有できる仕組みづくりを進め、必要な小地域ごとの統計データや地域資源情報を整理したものを「地区カルテ」と位置付け、これにより、地域課題を把握していくための基本的な材料とします。

さらに、こうした過程の中で把握される地域課題について、関連する行政計画の策定に際して、今後の施策展開の材料としていきます。

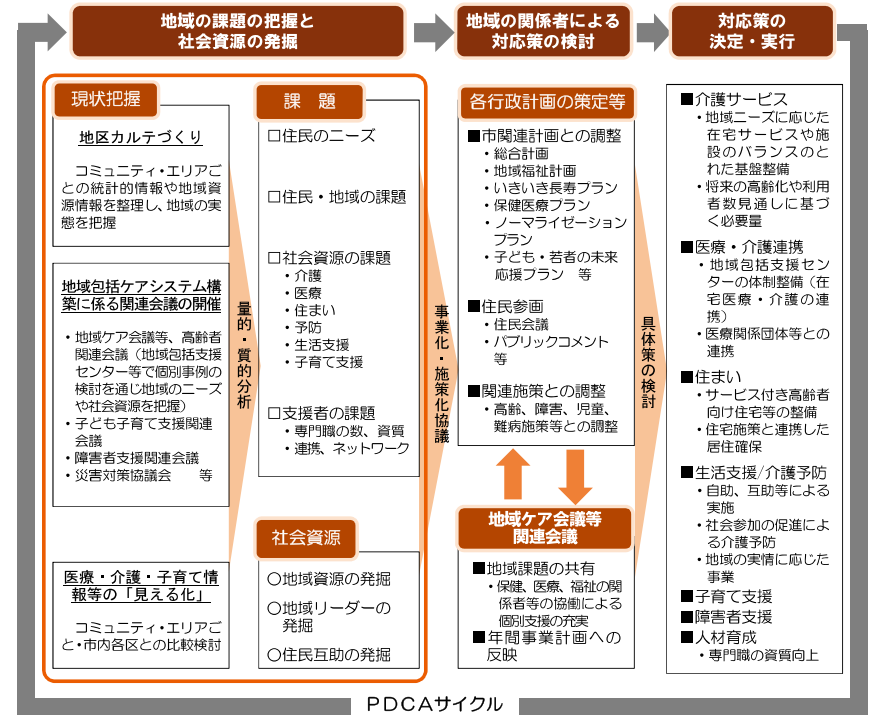
③ 各区における地域マネジメントに向けた取組

②の「地区カルテ」については、各区において、小地域ごとにまとめていくことをめざしていますが、小地域の単位については全市的に統一した範囲を決めるのではなく、今般の取組においては、地域の実情に応じて、地域住民との地域課題に関する合意形成・取組の推進に向けた考え方を考慮して、働きかける範囲を設定していくこととします。

各区において、小地域ごとに「地区カルテ」を作成し、地域住民と継続的に検討の場を持ちながら、地域づくりに向けた働きかけの手法の検討を進め、自助・互助・共助・公助の役割分担による市民・事業者・行政の協働・連携によるまちづくりを進めます。

こうした取組は、本市が進める地域包括ケアシステムの構築に向けた1つの方策と考えられるため、本市の地域福祉の向上に向けた施策展開の中でも、地域マネジメントによる地域づくりの取組を活かしながら、関連する施策の展開を図っていきます。以下では、PDCAサイクルによる「地域づくりに向けた取組イメージ」をまとめています。

【地域づくりに向けた取組イメージ】



「第5期川崎市・各区地域福祉計画（案）」に対する パブリックコメント手続きの実施結果について

1 概要

平成30年度から平成32年度の3か年を計画期間とする「第5期川崎市・各区地域福祉計画」の策定にあたり、パブリックコメントの手続きにより、広く市民の皆様からの意見を募集しました。

意見募集の概要、御意見の内容及び御意見に対する本市の考え方について、次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

題名	第5期川崎市・各区地域福祉計画（案）
意見の募集期間	平成29年12月1日（金）から平成30年2月5日（月）まで
意見の提出方法	説明会時、電子メール、FAX、郵送、持参
募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市ホームページ掲載 ・市政だより（12月1日号）掲載 ・各区市政資料コーナー、各区役所地域みまもり支援センター地域ケア推進担当、かわさき情報プラザ、健康福祉局地域福祉課にて資料閲覧
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市ホームページ掲載 ・かわさき情報プラザ、各区役所、健康福祉局地域福祉課に資料設置

3 結果の概要

意見提出数（件数）	61通（102件）	
内訳	説明会時	58通（95件）
	電子メール	3通（7件）
	FAX	0通
	郵送	0通
	持参	0通

4 主な意見と本市の対応

パブリックコメントを実施した結果、61通、102件のご意見をいただきました。

内容としては、高齢者や障害者の施策に関することや、民生委員児童委員やボランティア活動等の地域における福祉活動の推進に関する事など、昨今の地域における実情などを反映して、大変幅広い内容のご意見やご要望をいただきました。意見内容を反映することで計画の表現がよりの確となる意見があったことから、一部意見を反映するとともに、必要な時点更新等を行った上で、計画を策定することといたしました。

【意見に対する市の考え方の区分説明】

A：御意見の趣旨を踏まえ、当初案に反映させたもの

B：御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見を踏まえ、取組を推進するもの

C：今後の取組を進めていく上で参考とするもの

D：案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明・確認するもの

E：その他

項目 \ 区分	A	B	C	D	E	合計
(1) 計画（案）全般に関する事	0	1	4	21	0	26
(2) 基本目標1（住民が主役の地域づくり）に関する事	0	3	2	7	0	12
(3) 基本目標2（住民本位の福祉サービスの提供）に関する事	0	1	0	5	0	6
(4) 基本目標3（支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり）に関する事	1	8	0	2	0	11
(5) 基本目標4（連携のとれた施策・活動の推進）に関する事	0	1	0	5	0	6
(6) 各区の計画に関する事	1	1	8	23	0	33
(7) その他	0	0	0	1	7	8
合計	2	15	14	64	7	102

5 主な市民意見（要旨）と意見に対する市の考え方

別紙のとおり

6 問い合わせ先

健康福祉局地域福祉部地域福祉課

電話：044-200-2626

FAX：044-200-3637

「第5期川崎市・各区地域福祉計画（案）」に対する意見の概要と市の考え方

(1) 計画（案）全般に関すること 26件

No.	意見の概要	市の考え方	区分
1	高齢社会の中で地域福祉計画を町内会・自治会等にどのような方法で説明して周知を図るのか。（3件）	計画策定後も、市民に広く周知を図るため、ホームページを活用するなど、多様な手法で周知を図ってまいります。	D
2	地域共生社会の実現などの国の動向に対する理解が不十分なのではないか。	「地域共生社会の実現」とは、地域住民や地域の多様な主体が参加し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会の実現をめざすものです。 本市におきましては、「地域包括ケアシステム推進ビジョン」を策定し、地域みまもり支援センターを設置するとともに、顔の見える関係づくりを主体的に進めるための協議の場として、「地域包括ケアシステム連絡協議会」を開催するなど、取組を進めてきました。今後も既存の取組の充実を図るとともに包括的な相談支援ネットワークの充実に向けて、地域の連携を進めてまいります。	D
3	「地域包括ケアシステム推進ビジョン」の位置づけや、地域福祉計画との関係性がわかりづらい。	「地域包括システム推進ビジョン」は、川崎市総合計画の下、本市の個別計画の上位概念として位置付けたものです。また、地域福祉計画については、地域課題の解決を図るために、住民の視点から地域福祉を推進していくための計画の1つとして、他の福祉関連計画等と連携を図り、横断的に取組を推進するものです。	D
4	上位計画に対するアクションプランの落とし込みにはもっときめ細かい地域とのすり合わせが必要と考える。	市・区の地域福祉計画策定にあたっては、地域包括ケアシステム推進ビジョンを上位概念として、それぞれに外部委員による会議を設けて検討を進めるとともに、市計画策定にあたっては、区計画の検討状況も報告するなど、連携を図ってきました。引き続き、地域住民と協働しながら区計画を推進し、両計画の連携を図りながら、取組を推進してまいります。	D

5	いきいき長寿プランの区版と区地域福祉計画が一体的に運用されるべきだと思うが、そのような体制、取組となっているのか。	今回の計画策定にあたっては、いきいき長寿プランに区ごとの記載はなく、区の地域福祉計画の中に取組を位置付けています。今回、両計画間で齟齬が生じないように、事務局の行政内部で整理を図ってきました。引き続き、連携を図り、一体的な運用に努めたいと考えます。	D
6	地域包括ケアシステムについて、広報は具体的にどのようにしていくのか。発信の仕方等考えているのだろうか。(2件)	川崎市のホームページ、市政だより、地域包括ケアシステムポータルサイト等様々な手段で広報を行っており、引き続き、広報の充実に努めてまいります。	D
7	地域包括ケアシステムを構築していくため、エリアを合せることが必要なのではないか。	エリアの設定については、例えば地区社会福祉協議会の地区割り等、これまでの歴史的な経過もあります。早急に変えていくことは難しい課題と認識しており、今後も、地域福祉を推進していく中で、どのようなエリアがよいか検討してまいります。	C
8	市内を40の地区に分け、それぞれ複数名の保健師を配置するとあるが、どのように事業運営されているのか。	地域みまもり支援センターの各地区に、現在複数名の保健師を配置しており、社会福祉職などの専門職と多職種が連携し、個別支援の強化と地域力の向上を図っております。	D
9	川崎市地域福祉計画の中で、一体的なケアの提供とあるが、具体的にはどのようなことか。	主には多職種の専門職が切れ目のないケアを提供するということになります。今後は専門職の方々が顔の見える関係を築いて支援をしていける環境を作ってまいります。	D
10	地域包括ケアシステムづくりへの本気の相談ができない。一方通行ではないか。	地域包括ケアシステムの構築に向けた推進体制としては、多様な主体が検討・協議する場として、「地域包括ケアシステム連絡協議会」を設置するとともに、各区においても、ネットワーク会議を開催しており、対話を通じた取組を推進しております。	D
11	川崎市らしい都市型の地域包括ケアシステムとは具体的にどのようなことか。	本市は、都市部特有の地域のつながり等について、希薄な一面もある一方で、①地域資源が比較的集約されている地理的特徴があり、②市民活動が盛んに行われ、③魅力ある民間資源も多くあることなどの強みを活かしたシステム構築をめざしています。	D
12	地域包括ケアシステムについて、川崎市及び区では予算や市職員の増加が図られるのか。	地域包括ケアシステムの構築に向けて、現状・課題を把握しながら、適切な組織整備を図り、予算の確保に努めているところでございます。	D

13	<p>地域みまもり支援センターを設置しての成果と課題はどのようなことか。(4件)</p>	<p>地域みまもり支援センターにつきましては、生活課題を抱える住民に対する適切なケアの提供や地域課題の把握、地域のネットワークの構築など、「個別支援の強化」と「地域力の向上」を目指し平成28年4月に設置しました。</p> <p>具体的には、保健師等の専門職が担当地区を持ち、保健師や社会福祉職等の専門職がチームで対応し、積極的なアウトリーチにより、生活課題を抱える住民を受け止められるよう、取り組んでまいりました。</p> <p>地域の状況把握をさらに進めるため、地域のキーパーソンと顔の見える関係を構築し、実情に応じた地域づくりを進めてまいります。</p>	D
14	<p>コミュニティソーシャルワーカーの川崎市における配置の可否の検討を要望する。</p>	<p>「コミュニティソーシャルワーカー」については、地域において課題やニーズを発見し、受け止め、地域資源をつなぎ、具体的な解決へ導く人材とされております。</p> <p>本市では、地域みまもり支援センターを設置し、保健師等の専門職種が地区担当制により、個別支援の強化と地域力の向上に向けて取組を推進しておりまして、今後とも、地域福祉の推進に向け、川崎市社会福祉協議会等の関係団体とも連携を図りながら取組を進めてまいります。</p>	D
15	<p>パラムーブメントの推進とは具体的にどのようなことか。</p>	<p>「かわさきパラムーブメント」とは、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として人々の意識や社会環境のバリアを取り除き、誰もが社会参加できる環境を創出することを理念とし、誰もが自分らしく暮らし、自己実現を目指せる地域づくりをめざすために様々な取組を行うものです。</p> <p>これまでは、小学校でのパラスポーツやってみるキャラバンや夏のイベントでの障害者スポーツ体験などを通じた障害者等について理解を深める取組、観光地・宿泊施設・市内飲食店のバリアフリー調査やスポーツ・エンターテインメント等の機会を活用して福祉事業所の利用者等の就労体験の実施等を行っています。また、広報戦略に基づき、ロゴを作成し、そのロゴを活用した動画の放映やグッズ製作などにより、かわさきパラムーブメントの理念浸透</p>	D

		を図っています。	
16	今までの福祉計画の達成度、項目別評価はされているか。(3件)	現行の第4期の計画については、社会福祉審議会地域福祉専門分科会で各事業の進捗管理をしています。その中で課題を抽出し、第5期計画策定に向けて、課題について計画書案に整理しています。第5期計画では、PDCAでの進捗管理が改正社会福祉法に位置付けられており、評価手法について検討しております。	C
17	昨今の川崎市においては、医療・福祉に関する取組が遅れている印象があるかどうか。	本市では、すべての地域住民を対象とした仕組みづくりに向けて、「地域包括ケアシステム推進ビジョン」を策定し、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現を目指しております。 この推進ビジョンを上位概念として、各関連個別計画に基づき、施策を推進しております。引き続き、取り組んでまいります。	D
18	社会が好景気を迎え、意欲のある人材が福祉に集まらなくなっているという聞いているが、志を持って福祉を学んでいる学生は身近にいる。若者のキラキラした瞳と希望をつぶさない現場であってほしい。	福祉人材の育成に向けて、人材の呼び込み、就労支援、定着支援、キャリアアップ支援を着実に推進するとともに、福祉に関する各種の事業に真摯に取り組み、若い方々が働きやすい環境を整えられるよう推進してまいります。	B

(2) 基本目標1 (住民が主役の地域づくり) に関すること 12件

No.	意見の概要	市の考え方	区分
19	「自助」と「互助」の取組において、重要な役割を担う町内会・自治会の加入率の低下や役員等の人材不足などの課題をどう考えているのか。(3件)	地域住民の町内会・自治会への自発的な加入や活動への参加促進、設立支援を進めるなど、これまでの取組を推進するとともに、町内会・自治会の活性化支援のあり方について検討を進めており、関係部署の取組と連携を図り、協働の仕組みづくりを考えてまいります。	B
20	民生委員の負担軽減に向けた具体的な施策が欲しい。(2件)	民生委員児童委員の活動のしやすい環境づくりは重要な課題と考えています。そのため民生委員児童委員あり方検討委員会での検討結果を踏まえて、マニュアル作成や効果的な研修の実施など、課題解決に向けて取組を進めています。今後についても、引き続き活動のしやすい環境づくりを進め、次世代を担っていただけるような環境づくりを進めてまいります。	C

21	<p>地域活動の担い手について、生産年齢人口が減って高齢者の就労も増え、近所づきあいも減る中、具体的にどうすればよいのか。若い世代だけでなく後期高齢者も含めて誰もが担い手にならないと肩車型に向かう中で何でも若い世代が支えるのは無理。自分に何ができるか考えたい。</p>	<p>今後、急速に高齢化が進行する中で、近隣の助け合いや、ボランティアなどの顔の見えるお互いの支え合いとしての「互助」の取組が、住民主体の持続可能な地域づくりを進める上で大変重要と考えております。</p> <p>地域でのボランティアをはじめのにあたっては、相談・情報提供、場の提供などを、かわさき市民活動センターや川崎市社会福祉協議会のボランティア振興センターで実施しております。</p> <p>また、「いきいきリーダー養成講座」として、地域のボランティアを養成しており、介護予防の大切さや地域活動の重要性を学んでいただいています。</p>	D
22	<p>地域福祉活動の核となるコーディネーターを川崎市では養成しているが、コーディネーターの配置による成果と課題はどうか。</p>	<p>本市では、川崎市社会福祉協議会を通じて、地域福祉コーディネート技術研修を実施しております。研修受講者が、地域福祉活動の核となるコーディネーターとしての役割を担えるよう、今後とも社会福祉協議会と連携して、取り組んでまいります。</p>	D
23	<p>「互助」を好まない方への意識改革はどうしていくのか。</p>	<p>近隣の助け合いや、ボランティアなどの顔の見えるお互いの支え合いとしての「互助」の取組は、住民主体の持続可能な地域づくりを進める上で大変重要と考えております。</p> <p>互助の意識の醸成を把握するにあたり、例えば市民が気軽に訪れ、その場での交流をきっかけとして、地域課題解決の取組に参加できるような身近な地域レベルの場づくりなど、きっかけづくりに取り組んでまいります。</p>	D
24	<p>「互助」の活動に対する行政の資金サポートは受けられるのか。また、そのような情報はどうすれば入手できるのか。(3件)</p>	<p>社会福祉協議会を通じて、ボランティア団体に対して運営費の補助を行っています。活動の場については、老人いこいの家、老人福祉センターなどを御利用ください。また、社会福祉協議会にもボランティア活動振興センターがあり、ボランティアの育成や登録を行っています。</p>	D
25	<p>ボランティアの担い手不足をどうするののか。</p>	<p>今後、急速に高齢化が進行する中で、近隣の助け合いや、ボランティアなどの顔の見えるお互いの支え合いとしての「互助」の取組が、住民主体の持続可能な地域づくりを進める上で</p>	D

		<p>大変重要と考えております。</p> <p>こうした中で、地域における担い手の確保に向けては、相談・情報提供、場の提供などを、かわさき市民活動センターや川崎市社会福祉協議会のボランティア活動振興センターで実施しております。</p> <p>さらに、本市では、「いきいきリーダー養成講座」として、地域のボランティアを養成しており、介護予防の大切さや地域活動の重要性を学んでいただいています。</p>	
--	--	---	--

(3) 基本目標2（住民本位の福祉サービスの提供）に関すること 6件

No.	意見の概要	市の考え方	区分
26	福祉サービスの評価や内容の情報開示について、第三者評価の積極的な実施とその予算確保を行ってほしい。	福祉サービスの質の向上と利用者の選択に資する情報提供を図るため、福祉サービス第三者評価をかながわ福祉サービス第三者評価推進機構と連携を図りながら、引き続き、推進してまいります。	B
27	複合的な課題を抱える世帯等への取組の推進について、各種相談窓口の連携は具体的にどのように強化されるのか。（4件）	平成28年度に、地域みまもり支援センターを設置し、専門職が担当地区を持ち、チームで対応して、生活課題を抱える住民を受けとめられるよう、組織整備を図りました。今後につきましても、行政が調整役となり、関係機関との連携を強化して取り組んでまいります。	D
28	権利擁護の取組について、川崎市あんしんセンターについては、相談まで非常に長い期間待たされるという状況があるようだが、人材の育成・確保はどのように考えているのか。	あんしんセンターでは、成年後見制度の法人後見や、日常生活自立支援事業などを推進しています。利用要件等の確認に時間を要するケースもありますが、今後も、川崎市社会福祉協議会において適切な運営が図られるものと考えています。	D

(4) 基本目標3（支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり）に関すること 11件

No.	意見の概要	市の考え方	区分
29	災害時の避難支援体制づくりを推進してほしい。（5件）	<p>災害時要援護者避難支援制度として、風水害が起こった時に自力で避難できない方が、いち早く安全な避難と、災害時の安否確認を実施する制度で、町内会・自主防災組織に名簿を提供し、避難支援を行っています。</p> <p>また、避難所での避難生活において、何らかの特別な配慮を必要とする災害時要配慮者に</p>	B

		<p>対し、二次避難所（福祉避難所）を整備し、円滑な運営に向けた社会福祉施設等との連携強化をめざしています。</p> <p>今後も、災害時に直ちに避難支援をできるように、引き続き、取組を進めてまいります。</p>	
30	<p>災害発生後に二次避難所が開設されるが、具体的に開設してから使用できるまでのかかる日数はどれぐらいの見込みなのか。</p>	<p>災害発生時の状況によりますが、避難支援マニュアルでは、約3日後に開設することとしています。</p>	D
31	<p>地域見守りネットワークづくりは非常に良いことだが、実効性が問題であり、どのように地域とつなげていこうと考えているのか。（3件）</p>	<p>民生委員の協力による状況確認や安否確認の取組や、民間事業者との連携などを通じて、発見の目となり、地域住民と課題解決に向けて、自助・互助・共助・公助の役割分担を図りながら、取組を推進してまいります。</p>	B
32	<p>虐待への適切な対応の推進について、通報後動きが適切に行えているのか疑問に思うことがあった。適切な対応を今後どのようにするのか。</p>	<p>早期からの予防的な取組とともに、虐待が疑われるような状況の際には、早目の対応を図り、虐待に対する一連の対応を自助・互助・共助・公助の組合せにより推進してまいります。</p>	D
33	<p>貧困から犯罪に手を染めてしまったケースは、更生に時間と労力がかかるが、社会的責任として、十分に指導者と相談できる体制を準備し、自立、自己肯定感を持てるまで長期にみまもりできるようにすべき。</p>	<p>再犯防止推進法に基づく国における検討も進められ、横浜保護観察所や川崎市保護司会協議会等との連携を図りながら、地域における社会生活への移行、自立促進を図るための支援を進めることが求められており、取組の推進に向けて、計画書78ページの第4章3-(4)「生活に困難をかかえる人の自立支援」の中に、御意見の趣旨を踏まえた内容を反映しました。</p>	A

(5)基本目標4（連携のとれた施策・活動の推進）に関すること 6件

No.	意見の概要	市の考え方	区分
34	<p>在宅医療・ケアシステムの強化を推進する行政の取組が、包括的な相談支援ネットワークとの連携を進めるのではないかと考えているがどうか。</p>	<p>市計画では、基本目標の1つに、「連携のとれた施策・活動の推進」を掲げており、保健・医療・福祉の連携と、市民・事業者・行政の協働・連携を掲げており、同様の趣旨で取組を推進していくことをめざしています。</p>	B

35	地区カルテは誰が作成しその結果は市民に開示されるのか。(2件)	地区カルテは、現在各区で作成中であり、地域の高齢化率等の統計データや特徴をまとめて資料化しています。今後、地域毎の地区カルテを活用して地域の方々と情報を共有し、地域課題について話し合い、合意形成を図るとともに、課題解決に向けた取組につながるよう取り組んでまいります。	D
36	地域の顔の見える関係ができるにはどのような行動をしているのか。	各区に地域みまもり支援センターを設置し、すべての地域に複数の保健師を配置し、関係部署の職員とともに地域づくりに取り組んでいます。具体的には、保健・福祉に関する支援を中心とした個別支援により、町内会・自治会等の取組や、高齢者や子育て等の関係機関と連携して顔の見える関係をつくる機会を増やしており、引き続き、取組を推進してまいります。	D
37	川崎市社協の地域福祉活動計画も公表されているのか。一体的に、公表することを要望する。(2件)	川崎市社会福祉協議会でも、現在、平成30年度から32年度までの「第4期地域福祉活動推進計画」の策定を進めています。この中で、住民主体による居場所づくりに向けた支援、行政と協働による専門機関連携ネットワークの構築に向けた取組を推進することとしており、連携を図って地域福祉を推進してまいります。	D

(6)各区の計画に関すること 33件

No.	意見の概要	市の考え方	区分
38	「川崎区地域包括ケアシステムネットワーク会議」に参加するにはどうしたら良いか。(川崎区)	川崎区では「地域福祉計画推進会議」を「地域包括ケアシステムネットワーク会議」と位置付けており、委員は要綱で定めています。現在は、町内会・自治会をはじめ、民生委員児童委員、高齢者・障害者・子どもを支援する機関及び地域活動団体の代表を委員としている他、公募委員として区民も参加しています。委員は2年任期で、区内に1年以上在住している方を対象としています。また、会議は公開しており、傍聴することも可能で、開催情報はホームページでお知らせしています。	D
39	「川崎区地域包括ケアシステムネットワーク会議」の運営は、参加団体・機関が多いので単に顔合わせ、取組紹介、意見交換で終わらず、具体的な事	「川崎区地域包括ケアシステムネットワーク会議」は、地域包括ケアシステム構築に向けて、地域づくりを進めるために、区民や関係団体など多くの方々に参画いただき、検討を進め	C

	例検討により協働体制の強化につながるよう活かしてほしい。(川崎区)	ているところをございまして、より効果的に会議として活用してまいりたいと考えています。	
40	川崎区地域福祉計画について、川崎区の地域の特色について人口統計に男女の区別があると理解しやすい点があるので記入してほしい。(川崎区)	区の特徴が表れているものを中心に掲載してきましたが、一人暮らし高齢者については、他区と比べて、男性の割合が高くなっていることから、川崎区計画書 33 ページの第 1 章 2-(4)「数字でみる川崎区」の中に、御意見を踏まえて、修正しました。	A
41	外国人及び多文化家族を支える総合的な取組について、どのように考えているのか。外国人が気軽に「相談」「学び」「集える」場の設置等、具体的な施策の方向性をお聞きしたい。(川崎区)	日本語に不慣れな子どもや保護者を支援するために、支援機関からの申請に基づいて、通訳の派遣や翻訳などを行っています。今後もこうした取組を着実に進めていくとともに「相談」「学び」「集える」場の設置等についても検討してまいります。	C
42	地域の「縁側活動」というネーミングについて、「縁側」を見たことがない若い人が多いと思われる。もっと多くの人理解できるネーミングが良いと考える。(川崎区)	「地域の縁側事業」は、平成 17 年に開始しました。事業名も当時の地域福祉計画の会議において検討し、愛着を持って活動されており、区内では名称も浸透してきているところです。一方で、若い人には理解されにくく、参加しづらい場所になっているという課題は認識しています。今後、名称・あり方等について検討してまいります。	C
43	個人情報取扱いの制限により、ネットワークづくりや支援対象者の把握に壁ができることが多い。「互助」「共助」と言いながら難しさを感じる。隣保館のような拠点づくりがないと地域づくりは難しいように思う。(川崎区)	個人情報の取扱いについては、法制度を超えて情報を提供することは難しい状況です。個人情報の壁がある中でも、みまもりや支え合い活動の充実に向けた仕組みづくりについて、「川崎区地域包括ケアシステムネットワーク会議」等で検討してまいります。	C
44	幸区地域福祉計画とご近所支え愛事業との関連性、位置付けについてお教えいただきたい。(幸区)	区計画の基本方針 2 の 10「地域の課題解決に向けた取組」の 1 つとして位置付け、「地域住民が主体となって、地域の課題を洗い出し、解決に向けた意見交換を行っています。また、地域の中で支援が必要な人を把握し、その人に合った支援策の検討を行っています。」と記載しています。また、基本方針 3 の 11「地域における見守りの推進」の取組の 1 つとして位置付け、事業としての町内会・自治会の見守り活動を記載しています。	D

45	<p>中原区は子どもが増えている。高層マンションが増え、子どもが子どもらしく安全に楽しく遊べる場がますます不足している。障害があってもなくても充実した活動ができる遊び場の建設を計画してほしい。(中原区)(2件)</p>	<p>子どもの遊び場については、小杉地区周辺の再開発の中で、こども文化センターの再編・整備と公園の整備が予定されています。今後の施策展開の参考とさせていただきます。</p>	C
46	<p>転入者に対して転入時に地域福祉活動へ参加するチケットの様なものを渡してはどうか。専門性や資格保持者を転入時アンケートなどで調査し、区や市が地域の人的パワーとして認識できるような仕組みを作ってはどうか。(中原区)</p>	<p>これまでも転入者への情報提供には力を入れてきましたが、転入者に地域福祉活動へ参加するチケット等を配布することや情報をいただくということは、行ってこなかったのが、今後の施策展開の参考とさせていただきます。</p>	C
47	<p>子どもに関する問題について、具体的に何が問題だとお考えか。(高津区)</p>	<p>子どもに関して、多様な課題がありますが、その中でも虐待の問題は大きな課題となっており、特に夫婦の関係が悪くなく、協力関係がないために、子どもに対して虐待になっているケースが非常に多くあります。そのために、高齢者だけでなく、子ども・子育て世代への気遣いについても、地域で育んでいくことをめざしています。</p>	D
48	<p>重点項目に障害児・者に関する項目がないが、必要性は感じられているのか。(高津区)</p>	<p>重点項目に障害児・者に関する項目を大きく取り上げてはませんが、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、本市ではパラムーブメントということで共生する地域をどう作るかということが大きな柱になっています。高津区でも、重要な課題と認識しておりまして、障害者の社会参加に向けた学習活動、スポーツや場の提供などに取り組んでまいります。</p>	D
49	<p>健康づくりに関して、国が進めようとしている「フレイル予防」についての施策はあるか。(高津区)</p>	<p>「フレイル予防」は、加齢とともに心身の活力が低下し、生活機能障害、要介護状態などの危険性が高くなった状態を予防する取組です。</p> <p>高津区におきましては、フレイル予防に向けた取組として、いこいの家等、身近なところで体操を行っています。さらに、高津公園体操を推進するとともに、中高年の料理教室や口腔ケアの出前講座を町内会などに伺って実施しています。</p>	D

50	<p>オートロックの建物も多く、昼間の人通りも少ない地域に住んでおり、顔の見える付き合いが実現しないが、交流する場づくり・呼びかけ方を教えてほしい。(高津区)</p>	<p>高津区では今年度マンション管理組合を対象にアンケートやヒアリングを行い、コミュニティの実態把握を行いました。その中で子どもを通じての交流や、防災・防犯をテーマにすると話のきっかけが出来るという話を聞きました。また、登下校のみまもりや防犯パトロールを通じて仲良くなり、その他の話につながるという話もありました。アンケート、ヒアリングを通じて把握した好事例は報告書にまとめる予定ですので、それを参考にコミュニティづくりのきっかけにしていきたいと考えています。</p>	D
51	<p>災害時要支援者制度が発足して7～8年経つが、小学校区単位での防災会議の進捗状況はどうなっているか。(高津区)</p>	<p>避難所の運営については、避難所運営会議にて取組を進めていますが、二次避難所については社会福祉法人等の方に参加頂いたネットワーク会議にて、定期的に要援護者の対応について検討を行っています。避難所運営会議とネットワーク会議で連携し、小学校単位で一次避難所と二次避難所の合同訓練を開催する等して、対策を充実させてまいります。</p>	D
52	<p>「互助」にとっても不安を感じるが具体的に区はどのように考えているか。(宮前区)(2件)</p>	<p>今後、急速に高齢化が進行する中で、近隣の助け合いや、ボランティアをお互い顔の見える関係で行えるようになることが互助の取組の第一歩であり、住民主体の持続可能な地域づくりを進める上で大変重要と考えております。</p> <p>こうした中で、区民、団体、事業者、行政等がそれぞれの役割で、地域で支え合っていくことが必要だと考えております。区役所は、区民や支援関係機関等相互の連携・協力が円滑に行われるよう支援してまいります。</p>	D
53	<p>宮前区の人口構成は各町内会・自治会の悩みとなっているのではないかと。高齢化のけやき地区、保育所がここ数年で4カ所も増えた土橋、鷺沼など。(宮前区)</p>	<p>宮前区の人口構成としましては、0～14歳人口は、平成37(2025)年には、30,000人となる一方、65歳以上人口は約57,000人に増加し、高齢化の急速な進展が予想されます。</p> <p>こうした中で、町内会・自治会への加入促進を進めるとともに、高齢者への支援の充実とあわせて、若い人のサポートも進めていきたいと考えています。</p>	D

54	区民から見てあまりにも同様の活動が多くてどこの、誰に相談してよいかわからないのではないか。(宮前区)	福祉の相談窓口につきましては、対象者別に、複数の部署にまたがっておりますが、地域みまもり支援センターでは、保健師等の専門職が担当地区を持ち、地域での身近な存在として、包括的に相談を受け付ける体制を整理しておりますので、どこに相談したらよいかわからないときには、地域みまもり支援センターの地区担当の保健師までご相談ください。	D
55	住民同士の支え合いが大切とのことだが、現実には子育て世代は半数以上が共働きで住民の高齢化が進んでいる中、どのように支え合う担い手、仕組みをつくらうとお考えか。(多摩区)	住民同士が支え合おうという互助の気持ちは、お互いが困っている時に、手助けし合った経験の中でできあがるのではないかと考えます。子育て世代の多くが共働きで住民の高齢化が進んでいることは地域の課題と認識しておりますが、多摩区では地域の特性に合わせて、区民が参加できる地域活動・場づくりに取り組むことで多世代が出会い、顔見知りになれる環境をつくり、助け合いが循環する仕組みを構築していきたいと考えています。	D
56	住民の困りごとが持ち込まれる場所としてコミュニティカフェ、老人会、認知症カフェ、子育てサークルなどがあると思うが具体的な支援策はどうか。(多摩区)	多摩区では、平成18年度から行政と市民との協働による地域課題解決をすることを目的とした「磨けば光る多摩事業」として、市民活動団体が自主的、主体的に実施する公益性の高い活動提案を募集し、選定されたものについて、区の事業として、活動資金や広報等の支援をしており、引き続き、取組を推進してまいります。	B
57	健康運動推進はどうなったのか。(多摩区)	運動普及推進員養成講座を実施していましたが、講座を終了し、運動を含めた地域での自助、互助の推進を目的にボランティア養成を続けています。また、健康体操・いきいき体操については、地域包括ケアシステム推進に向けて大変重要な活動として位置付けており、今後も活動の継続、拡大を支援してまいります。	D
58	麻生区地域福祉計画公園 de 健康づくり事業の具体策はあるのですか。(麻生区)	4か所で公園体操を行っており、6か所で公園の周りを歩いて健康づくりを行う「健康ウォーク」を行っています。定期的に保健師が参加し、活動や運営に関する相談支援を行うとともに、介護予防・健康づくりに関する情報提供・講話等を行っています。	D

59	計画は案であって具体的活動、地域状況の調査、方法等について今後の進め方が知りたい。(麻生区)	昨年度、麻生区の106のうち96の町会・自治会にヒアリングを実施し、様々な情報を収集できました。今年度においても、職員が地域に出向いて、会議等の場を通じて様々なお話を伺い、現状の把握に努めています。さらに、地域の状況を自己診断するチェックリストを作成しており、地域の皆様と行う会議等でリストを活用し、地域の現状や課題を共有していきたいと考えています。	D
60	麻生区地域資源(特にリタイア後の男性、マネジメント力、専門知識をもつ人)の発掘～活躍できる仕組みづくりを希望します。(麻生区)	地域の状況を自己診断するチェックリストを活用し、地域の現状や課題を地域の皆様と共有していくことに加え、地域人材を市民活動等につなげる取組として、現在運用中の「麻生区市民活動団体検索システム」のデータベースを活用しながら、活動環境の整備を検討していきます。	C
61	地域課題解決に繋げる地域人材の育成とは、具体的にはどのような取組をするのか。(麻生区)	自助・互助の仕組みづくりを進めるために、区民が主体となって地域づくりや地域課題解決ができるよう、地域活動の担い手を育成します。現在進んでいる取組としては、地域を自己診断するチェックリストを作成しており、今後それをツールとした地域づくりワークショップを開催することで、地域活動に参加するきっかけ作りや、人材育成に広がっていきます。	D
62	食生活改善推進員の育成は、どのような役割を果たすのでしょうか教えてください。(麻生区)(2件)	食生活改善推進員は、食を通しての健康づくりを地域に広める活動をしています。夏休みの親子料理教室や高齢者向け会食会・配食等を行っています。 養成に向けましては、養成講座を区で開催し、新たなボランティアを養成するとともに、区の管理栄養士が栄養に関する情報提供や献立作成等の勉強会の支援等を行っています。	D
63	学生ボランティアの活動促進について学生を受け入れたけど困ったという話を聞きました。受け入れ団体の課題や問題点は把握されていますか。(麻生区)	学生が参加したのち、担当職員が受け入れ団体にヒアリングしご意見を伺っています。主体的な関わりについて、受け入れ側の期待に応えられていない状況などが主にいただくご意見です。また問題点は、学生ボランティアの指導を担当する大学に伝え共有しています。	D

64	社会復帰相談指導事業について教えてください。(麻生区)	精神障害者を対象として、集団活動を通して各々の課題に沿った支援を行い、自立と社会復帰、社会参加の促進を図る事業です。具体的にはデイケア活動で、毎月3回区役所で活動しています。	D
65	在宅医療に関する普及啓発の実施について具体的な内容を教えてください。(麻生区)	区内の医師を調整役とした在宅療養推進協議会と在宅医療に関係する講演会を開催していきたいと考えています。今年度は認知症や介護保険制度の講演を行いました。また、在宅療養推進協議会が主催する在宅医療フォーラムの広報活動等も行います。	D
66	麻生区地域自立支援協議会の促進とあるが、この協議会はどのような事業を担っており今後具体的にどのような取組をするのか。(麻生区)	麻生区地域自立支援協議会では、障害者相談支援センターと保健福祉センターが共同で運営を行い、個別の支援会議から抽出された課題の共有化、解決に向けた協議を行います。平成26～29年度の目標として「飛び込もう地域の中へ、つながろう麻生」のもとで取組を進め、平成30年2月22日に活動報告会を開催しました。協議会の運営については、児童委員会、ネットワーク連携委員会、福祉情報委員会、相談支援委員会が役割を分担して活動しています。	D
67	地域福祉活動の担い手の育成について、人材育成が保健師に関するところがクローズアップされているが、地域みまもり支援センターの立ち位置はより広い視野で展開していただければと思う。(麻生区)	地域みまもり支援センターについては、保健師や社会福祉職などの専門職や一般事務職等の多職種を配置し、「総合調整機能」「専門的支援機能」「地域支援機能」の3つの機能を持ち、「個別支援の強化」と「地域力の向上」を図っております。 地域活動全般に関する人材育成については、こうした地域みまもり支援センターの機能を活かして、連携を図りながら、全体で取り組みます。	D

(7)その他 8件

No.	意見の概要	市の考え方	区分
68	小規模多機能型居宅介護に看護も含めたサービスを受けられる看護小規模多機能型居宅介護が必要ではないか。	「通い」「泊まり」「訪問」を組み合わせ提供される「小規模多機能型居宅介護」に医療的ケアを加えた「看護小規模多機能型居宅介護」については、中重度の要介護高齢者等の在宅生活を支える重要なサービスの一つであると考え	E

		ており、「第7期かわさきいきいき長寿プラン」の中でも整備促進を図っていくこととしています。	
69	「誰もが参加できる健康いきがづくり」の中の生涯現役対策事業を所管している部署はどこか。	健康福祉局高齢者在宅サービス課で所管しています。	E
70	精神障害者家族教室の開催とあるが、他の障害をお持ちのご家族への対応はどうするのか。	本市におきましては、障害種別に関わらず、障害のある方が、地域で安心して暮らすことができるよう、地域の関係機関と連携しながら、区保健福祉センター等において、障害のある方やそのご家族などからご相談をいただき、支援を行っています。	E
71	癌、難病の方の就労支援についての対策を教えてください。	がん患者の就労支援に関するハローワークや治療・就労両立支援センター等の相談窓口など様々な情報を市のホームページ等で分かりやすく情報発信していくとともに、就労支援の充実を図るために県と連携して、相談支援センターへの社会保険労務士の派遣機会の拡大等を検討してまいります。	E
72	次の3つの用語の意味を教えてください。(NPO、だいJOBセンター、PDCA サイクル)	「NPO」は、「Non-Profit Organization (非営利組織)」、「だいJOBセンター」は、生活困窮者が生活保護に陥らないようにするためのセーフティーネットとして、健康上の問題等についての相談や就労支援等を行っている市の委託機関で、現在、市内1か所で運営しています。また、「PDCA サイクル」は、「計画 (Plan)」「実行 (Do)」「評価 (Check)」「改善 (Action)」のサイクルで、こうしたサイクルに基づいて、施策の一層の充実に努めます。	D
73	要支援者へのデイサービスで半日運動できる施設を作ってほしい。	要支援者については、介護事業所におけるデイサービスとして、介護予防通所サービスの利用が可能となっております。平成30年1月時点で、市内約300の事業所で展開されております。 また、本市では、介護予防通所サービスのほか、短い時間で生活機能の維持向上を図る介護予防短時間通所サービスや、市内48か所のいきこの家で、要介護1～5の認定を受けていない高齢者を対象とした体操や介護予防・健康づ	E

		<p>くりに役立つミニ講座を実施しておりまして、今後も事業を着実に進めてまいります。</p>	
74	<p>経済的に困窮しており、定期検査費用のことを考え、毎年は行っていない。心配だが3割負担はキツイ。周りの人は定期健診を受けるべきと言うが、私のような人は周りに結構いますよ。</p>	<p>加入されている医療保険において、特定健康診査の対象となる場合には、所得に応じて、自己負担額が軽減される場合がございます。</p> <p>また、本市では、すべての地域住民を対象とした仕組みづくりに向けて、「地域包括ケアシステム推進ビジョン」を策定し、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現を目指しております。</p> <p>この推進ビジョンを上位概念として、各関連個別計画に基づき、施策を推進しておりまして、引き続き、取り組んでまいります。</p>	E
75	<p>森林大国らしい日本の木のぬくもりに都会でも触れられるよう、「木育」をキーワードに据え、拠点としての集い交流の場を作り、市民が集う場、情報発信の場を活かした取組を進めてほしい。</p>	<p>地域づくりに向けた取組は重要と考えられるので、今後の施策展開の参考とさせていただきます。</p>	E

第5期川崎市地域福祉計画に係る施策の所管部署一覧(平成30年度4月1日現在)

参考資料

基本目標	施策の課題	施策の取組	掲載ページ	施策の主な所管部署	電話番号	
					外線	内線
1 住民が主役の地域づくり	(1) 誰もが参加できる健康・いきがいつくり	①健康づくり事業	P52	健康福祉局 健康増進課	200-2429	32701
		②介護予防事業	P52	健康福祉局 健康増進課	200-2429	32701
		③生涯現役対策事業	P52	健康福祉局 高齢者在宅サービス課	200-2620	32531
		④生活習慣病対策事業	P53	健康福祉局 健康増進課	200-2429	32701
		⑤食育推進事業	P53	健康福祉局 健康増進課	200-2429	32701
	(2) 地域福祉活動への参加の促進	①民生委員児童委員活動育成等事業	P55	健康福祉局 地域包括ケア推進室[地域福祉]	200-2627	33212
		②老人クラブ育成事業	P55	健康福祉局 高齢者在宅サービス課	20-2620	32531
		③高齢者就労支援事業	P55	健康福祉局 高齢者在宅サービス課	200-2651	32511
		④青少年活動推進事業	P55	子ども未来局 青少年支援室[青少年育成]	200-2669	43321
		⑤地域における教育活動の推進事業	P55	教育委員会事務局 生涯学習推進課	200-3304	51521
	(3) ボランティア・NPO活動等の支援	①市民活動支援事業	P57	市民文化局 市民活動推進課	200-2349	26231
		②ボランティア活動振興センターの運営支援	P57	健康福祉局 地域包括ケア推進室[地域福祉]	200-2626	33211
		③NPO法人活動促進事業	P57	市民文化局 市民活動推進課	200-3795	26241
		④地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業	P58	教育委員会事務局 指導課	200-3286	51311
		⑤地域振興事業	P58	市民文化局 市民活動推進課	200-2479	26221
		⑥地域福祉コーディネート技術研修	P58	健康福祉局 地域包括ケア推進室[地域福祉]	200-2626	33211
	(4) 活動・交流の場づくり	①地域福祉施設の運営(総合福祉センター、福祉バル)	P59	健康福祉局 地域包括ケア推進室[地域福祉]	200-2626	33211
		②いこいの家・いきいきセンターの運営	P59	健康福祉局 高齢者在宅サービス課	200-2651	32511
		③子ども文化センター運営事業	P60	子ども未来局 青少年支援室[施設指導・調整]	200-3084	43332
		④地域の寺子屋事業	P60	教育委員会事務局 生涯学習推進課	200-3309	51502
2 住民本位の福祉サービスの提供	(1) 福祉に関する情報提供の充実	①地域子育て支援事業	P61	子ども未来局 企画課	200-2848	43153
		②老人福祉普及事業	P62	健康福祉局 高齢者在宅サービス課	200-2620	32531
		③福祉サービス第三者評価事業	P62	健康福祉局 企画課	200-2630	32213
		④地域福祉情報バンク事業	P62	健康福祉局 地域包括ケア推進室[地域福祉]	200-2626	33211
	(2) 包括的な相談支援ネットワークの充実	①地域包括支援センターの運営	P64	健康福祉局 地域包括ケア推進室[地域包括支援]	200-2681	32522
		②障害者相談支援事業	P64	健康福祉局 障害計画課	200-0871	33614
		③児童生徒支援・相談事業	P64	教育委員会事務局 総合教育センター	844-6701	
		④母子保健指導・相談事業	P64	子ども未来局 子ども保健福祉課	200-3508	43222
	(3) 保健・福祉人材の育成	①福祉人材確保対策事業	P66	健康福祉局 高齢者事業推進課	200-2647	32401
	(4) 権利擁護の取組	①権利擁護事業	P68	健康福祉局 地域包括ケア推進室[認知症・権利擁護]	200-2470	32543
		②人権オンズパーソン運営事業	P68	市民オンズマン事務局	813-3114	
		③女性保護事業	P68	子ども未来局 児童家庭支援・虐待対策室	200-2614	43451
		④子どもの権利施策推進事業	P69	子ども未来局 青少年支援室[子どもの権利担当]	200-2344	43341

第5期川崎市地域福祉計画に係る施策の所管部署一覧(平成30年度4月1日現在)

基本目標	施策の課題	事業の取組	掲載ページ	事業の主な所管部署	電話番号		
					外線	内線	
3 支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり	(1) 災害時の避難支援体制づくりの推進	①災害救助その他援護事業	P72	健康福祉局 総務部庶務課[災害対策]	200-0434	32151	
		①地域みまもりネットワーク事業	P74	健康福祉局 高齢者在宅サービス課	200-2911	32520	
		②ひとり暮らし支援サービス事業	P74	健康福祉局 高齢者在宅サービス課	200-2912	32521	
	(2) 一人暮らし高齢者等の見守りネットワークの推進	③高齢者生活支援サービス事業	P74	健康福祉局 高齢者在宅サービス課	200-2677	32521	
		(3) 虐待への適切な対応の推進	①高齢者虐待防止対策事業	P77	健康福祉局 地域包括ケア推進室[認知症・権利擁護]	200-2470	32543
			②障害者虐待防止対策事業	P77	健康福祉局 障害計画課	200-0871	33614
	(4) 生活に困難をかかえる人の自立支援	③児童虐待防止対策事業	P77	こども未来局 児童家庭支援・虐待対策室	200-0132	43811	
		①生活保護自立支援対策事業	P79	健康福祉局 生活保護・自立支援室	200-3571	33351	
		②生活困窮者自立支援事業	P79	健康福祉局 生活保護・自立支援室	200-0278	33753	
		③ひとり親家庭の生活支援事業	P79	こども未来局 こども家庭課	200-2672	43414	
		④子ども・若者支援推進事業	P79	こども未来局 青少年支援室[事業調整]	200-2668	43311	
		⑤更生保護事業	P80	健康福祉局 地域包括ケア推進室[地域福祉]	200-2926	33241	
	(5) ひきこもり対策等の推進	①社会的ひきこもり対策事業	P81	健康福祉局 精神保健福祉センター[ひきこもり・思春期相談]	200-3246	33671	
		②自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業	P81	健康福祉局 精神保健福祉センター[自殺予防対策]	200-3199	33661	
	4 連携のとれた施策・活動の推進	(1) 保健・医療・福祉の連携	①がん検診等事業	P83	健康福祉局 健康増進課	200-2431	32722
			②妊婦・乳幼児健康診査事業	P83	こども未来局 こども保健福祉課	200-3508	43222
			③在宅医療連携推進事業	P84	健康福祉局 地域包括ケア推進室[専門支援]	200-3899	32903
(2) 市民・事業者・行政の協働・連携		①地域包括ケアシステム推進事業	P87	健康福祉局 地域包括ケア推進室[ケアシステム]	200-0479	32548	
		②認知症高齢者対策事業	P87	健康福祉局 地域包括ケア推進室[認知症・権利擁護]	200-2470	32543	
		③社会福祉審議会の運営	P88	健康福祉局 地域包括ケア推進室[地域福祉]	200-2626	33211	
		④地域福祉計画推進事業	P88	健康福祉局 地域包括ケア推進室[地域福祉]	200-2626	33211	
		⑤多様な主体による協働・連携推進事業	P88	市民文化局 協働・連携推進課	200-0387	26521	
		⑥居住支援協議会の運営	P88	まちづくり局 住宅整備推進課	200-2997	3651	
(3) 社会福祉協議会との協働・連携		①社会福祉協議会との協働・連携	P90	健康福祉局 地域包括ケア推進室[地域福祉]	200-2626	33211	